

# テロ対策法の人権制限—イギリスの経験から

佐藤 潤 一

What do the Japanese citizens think of anti-terrorism legislation in Japan and the United Kingdom from the perspective of human rights?

SATOH Junichi

## Abstract

In almost all modern states, anti-terror legislation was concerned with domestic public order except for police action by the armed forces. However, after the September 11 terrorist attacks in 2001, the United States and United Kingdom created a permanent anti-terrorist legislation. The UK has had a long history of temporary anti-terror legislation, e.g., the Prevention of Violence (Temporary Provisions) Act 1939, and the Civil Authorities (Special Powers) Act 1922 (Northern Ireland). However the UK recently created permanent legislation. Especially from 2000 to 2008, the UK has created considerable amount of legislation, e.g., the Prevention of Terrorism Act 2005 (c.2), the Terrorism Act 2006 (c.11), and the Counter Terrorism Act 2008. International security experts have pointed out repeatedly in anti-terror legislation that military power is not appropriate. In light of this problem, we must consider that UK has used the derogation clause, Article 15 of the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, usually called the European Convention of Human Rights (ECHR). I discuss Article 15 case laws of the ECHR, and of the UK domestic courts. From this point of view, Legislation for emergency situation (*yūji-hōsei*) in Japan has the same problem. Many commentators argue that contingency legislation in Japan violates Article 9 of the

---

平成22年3月10日 原稿受理  
大阪産業大学 教養部

constitution. In recent years, Japan has transformed the legislation regarding the Japan Self Defense Forces (JSDF). In this context, counter-terrorism measures are gradually shifting from police control to that of the JSDF. The Japanese government seems to be justified with the interference with all the human rights, and to which corresponded the constitution by the “public welfare” stipulated in Article 13 of the constitution. Moreover, could have the “public welfare” provided therein justified the JSDF? On this point, we must consider the derogation clause, Article 4 of the International Covenant of the Civil and Political Rights. The government may create contingency legislation for the purpose of national security, but almost all such legislation would interfere with human rights.

## 目次

問題の所在	82
1. イギリスの現状	83
(1) ブレアとブラウン	83
(2) イギリスのテロ法制の現状とブラウン政権	83
2. テロ法制の「濫用」?	92
(1) アイスランドに対するブラウン首相の通告	92
(2) テロ容疑者に対する拘禁の合法化と違法判決	92
(3) EU憲法条約, リスボン条約との関係	93
(4) イギリスにおけるパスポートとIDカード法について	95
3. 日本への示唆	95
結語—イギリスにおける最近の「人権法」改正論	99
関連資料	100

## 問題の所在

従来のテロ対策法制は専ら警察法の領域とされてきた。

イギリスは、アイルランドとの関係で、時限立法を中心としたテロ対策法制の長い歴史を持っていたが、2001年のいわゆる9.11テロ前後から恒久的なテロ対策法制を整備しつつあるのは周知のことであろう。国際安全保障の専門家は、テロ対策は本質的に警察規制であるべきで、軍事問題にすべきでないことを繰り返し指摘してきた<sup>1)</sup>が、近年の英米およ

1) たとえば、国際安全保障学会『国際安全保障』第32巻第4号(内外出版, 2005年3月)の特集「対テロ戦争の諸相」掲載の諸論攷を参照。

び日本の法制はこの点からすると問題がある。この点で、イギリスの法制を検討することで、近年、自衛隊法制を変容させ、いわゆる有事法制を整備しつつある日本への示唆が、間接的ながら得られるものと解される。

本稿は、イギリスのテロ対策法が惹き起してきた人権制限の問題についていくつかの例を見、同時にこの点についてのイギリス国民の意識についても限定的ながら言及し、さらに、日本に対する若干の示唆を得ようとするものである<sup>2)</sup>。

## 1. イギリスの現状

### (1) ブレアとブラウン

イギリスにおいてブレア (Tony Blair) の後継首相である現首相のブラウン (Gordon Brown) は、2007年6月27日の就任後すぐに多くの法案を提出したが、その中で、ブレアが退任直前に示していたのと基本的には同一路線に立つテロ対策法案を提出している。したがって、イギリスにおけるテロ対策法制については、ブラウン政権とブレア政権を特に分けて考える必要はない。ただし、後にも述べるように、ブラウン自身はテロ対策としての警察規制に重点を置くことを表明していた。

### (2) イギリスのテロ法制の現状とブラウン政権

ブラウンは、成文憲法典制定を一つの目標にしていることを、首相に立候補した時点で宣言し、就任直後に緑書を出している<sup>3)</sup>。ただし、従来成文憲法制定を主張してきたグループや学者などからの評価は高くはないようである。この点で、EUがEU憲法を作ろうとしていた時期に、一時期はイギリス議会においても、「立憲主義」への態度が問題とされた。EUとの関係を変える可能性があることから、EU憲法条約についてはブレア首相による署名も行われ、イギリス議会によってEU憲法条約のコメンタリーが作られるなど熱心に取り組まれた時期もあったが、アイルランドによる批准拒否が大きな契機となって急速に関心が失われてしまったようである<sup>4)</sup>。もちろんリスボン条約としてEU憲法条約

---

2) 本稿は、大阪産業大学産業研究所の助成を受けた、2007(平成19)年度より継続して行ってきた研究である、「テロ法制と人権制限の現状と国民意識」(2008(平成20)年度)による研究成果の一部である。なお、本稿の一部について、2010年1月23日に行われた大阪産業大学産業研究所の市民講座特別編<研究最先端講座>として報告したが、時間の制約もあり限られた内容にとどまったので、ほぼ全くの新稿である。

3) The Governance of Britain (CM 7170)。

4) この点について、参照、高木康一「リスボン条約とアイルランドにおけるレファレンダム」『社会科学年報』第44号115頁。

は復活するのであるが<sup>5)</sup>、つい最近リスボン条約によるEU「大統領」にブレアが立候補したものの落選したことと、以下本稿で見てゆくテロ対策法制の問題は無関係ではない。

さて、先に、ブラウン政権におけるテロリズム対策立法には、ブレア時代との連続性があるといえる、と述べた。すでに公表したことのある論文と重複する部分もあるが、煩瑣にならない程度に、2000年法(後述する2000年テロリズム法)以来の原則がどのように変遷したかを概観してみたい。

2000年法以前は、時限立法による対IRA政策が中心であった。1939年暴力行為防止(時限)法(The Prevention of Violence (Temporary Provisions) Act 1939)、1922年当局(特別権限)法(北アイルランド)(The Civil Authorities (Special Powers) Act 1922 (Northern Ireland))といった法律がその中心で、IRAをあくまで暴力活動を行うテロ「犯罪組織」と位置づけようとするものであった<sup>6)</sup>。IRAは独立のために戦っているという自己規定があるために、イギリス政府に対しては自らをゲリラ組織と認めよと迫ってきた。というの

5) 少なくとも筆者が、期間としては短い、2007年および2008年に文献収集を兼ねてイギリスに取材に行った際、イギリス議会の傍にあるParliamentary Bookshopに文献収集にいったことがある。佐藤潤一「『EU改革条約』とイギリスの『憲法改革』に関する覚書」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』第3号(2008年6月)90頁でも紹介したが、2007年の時には、偶然イギリス議会の2人の庶民院議員(議員であることはBookshopの店員が教えてくれた)とすれ違った。2人は、EU憲法条約は、あまりみな関心を持っていない、と言っていたのである。これだけから一般化するのはもちろん適当ではないが、Bookshopの店員も、筆者がEU憲法条約の条文とそのコメントリーを買いたい旨告げたときに、「もうみなあんまり関心がないようだ。最近では誰も買わないので倉庫に行かないとないが、それでも買うか」といった会話をしたことも付け加えておく。

6) ここでいう「1939年暴力行為防止(時限)法」は、第1条3項の下で、登録命令(registration orders)が規定されていた。暴力行為の準備、扇動にかかわったか、そういった人物をかくまった者を登録してしまおうというものであった。ある意味、テロリスト対策の先駆であるというのは、このような制度は後に触れるコントロール・オーダーと類似していると解されるからである(Clive Walker, "Keeping Control of Terrorists without Losing Control of Constitutionalism" 59 Stan. L. Rev. 1395 (2006-2007) p.1403より要約引用)。また、1922年当局(特別権限)法(北アイルランド)は、「同法に基づく規則によって、特定地域に居住すること、特定地域に立ち入ることを禁止する、あるいは警官に報告するよういくつかの条件を課す執行命令(executive orders)を発することを許容していた(59:Regs. 23A, 23B, 1922, Stat. R. & O. 36 (N. Ir.))。その使用例について、PATRICK BUCKLAND, THE FACTORY OF GRIEVANCES 211 (1979); NAT'L COUNCIL FOR CIVIL LIBERTIES, REPORT OF A COMMISSION OF INQUIRY INTO CERTAIN DISTURBANCES AT THURLOE SQUARE, SOUTH KENSINGTON ON MARCH 22ND, 1936, at 19 (1936)。参照。これらの制度は1956年に復活し、多くの植民地における緊急事態法にも反映している」。(Walker, id., at 1404.)

は、ゲリラと認められれば、国際法上の交戦団体となるために、IRAの活動は犯罪ではなく国際法上の「戦闘行為」となるためである。

けれども、この点は1996年のチャハル事件で変わった。このあたりの経緯については、2004年に公表したことがあるが<sup>7)</sup>、以下簡単に紹介する。2001年11月13日に施行された、「1998年人権法（明示された免脱）に関する2001年命令」（The Human Rights Act 1998 (Designated Derogation) Order 2001）が重要である。A, X and Y, & Others というイギリス控訴院（後にイギリス上院で判決が下された）における裁判所の説明も、これを元にまとめられている。

この命令は、2001年9月11日のアメリカテロ事件で多くのイギリス国民及び70を超える国々の犠牲者が出たことに対し、国連が決議1368（2001）及び決議1373（2001）において当該攻撃を国際的平和及び安全保障に対する脅威であることを認めたことにまず言及している。国連決議1373（2001）は、各国が国際的テロ活動に対する必要な措置をとることを要請したものである。そして、国際的なテロ組織とのつながり、テロ準備行為とのかかわり、あるいはテロ行為の扇動にかかわっている疑いのある多くの外国人がイギリス国内にいることに留意し、そのことが、イギリス国家の安全保障に対する脅威であるとして、イギリスがヨーロッパ人権条約<sup>8)</sup>第15条第1項の意味での緊急事態下にあることを宣言した。ECHR15条というのは、次のような条文である<sup>9)</sup>。

#### ヨーロッパ人権条約第15条

- (1) 戦争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合には、いずれの締約国も、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この条約に基づく義務から逸脱する措置 (measures derogating from its obligations) をとることができる。ただしその措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならない。
- (2) 本条の規定の下では、第2条（合法的な戦闘行為から生ずる死亡の場合を除く）、あるいは第3条、第4条第1項及び第7条の規定から逸脱する措置はなし得ない。
- (3) 義務から逸脱する措置をとる権利を利用する (availing itself of this right of derogation) 締約国は、とった措置及びその理由をヨーロッパ審議会事務総長に十分に通告する。締約国はまた、その措置を撤廃し、条約の諸規定が再び完全に履行されるようになった時は、同事務総長にその旨通告する。

---

7) 「National Security による「外国人」の権利制限—イギリス1998年人権法の試練—」『専修大学社会科学研究所月報487号』33～34頁とほぼ同内容であるが、イギリスのテロ対策法制の理解に不可欠であるので、重複はしているが、ここで概略を紹介する。

8) 正式名称は人権と基本的自由に関するヨーロッパ条約Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedomsであり、英語の略称はEuropean Convention on Human Rightsであって、通常ECHRと略されるので、以下ではECHRで略称を統一する。

9) 訳文は、各種条約集による訳を参照しつつ、オリジナルで訳した。

ECHR15 条は、ECHRの起草過程でイギリスによって提案されて取り入れられた条文である。IRAのことがあるので、イギリスが強硬に主張したのである<sup>10)</sup>。

さて、繰り返せば、国際的なテロ組織とのつながり、テロ準備行為とのかかわり、あるいはテロ行為の扇動にかかわっている疑いのある多くの外国人がイギリス国内にいることに留意し、そのことが、イギリス国家の安全保障に対する脅威であるとして、イギリスがECHR 第15条第1項の意味での緊急事態下にあることを宣言したもので、そのために、2001年法を制定したとされている。次いで同法の内容が簡潔に紹介されている。

注目されるのは、2001年法以外の抑留権限に関する立法として、1971年に制定された移民法を挙げていることである。1971年法第1条及び第3条に基づき、当該外国人がイギリス国内に居る事が、国家の安全保障の面での公共善 (public good) に反する場合、国外退去を命ずる事ができる。また、付則2および3に基づき、国外退去までの間、逮捕抑留され得る (can also be arrested and detained)。しかし、*ex p Singh (R v Governor of Durham Prison, ex p Singh [1984] All ER 983.)* によれば、国外退去までの期間が合理的期間を超える場合には、かかる逮捕抑留は違法となる。このように述べたうえで、さらに、さきほど名前をだしたチャハル (*Chahal*) 判決 (*Chahal v United Kingdom (1996) 23 EHRR 413.*) に言及する。この判決は、当該国外退去命令が執行されると、拷問を受ける恐れがあるような者を国外退去させることは、ECHR 第3条違反を構成するであろうと判示している。さらに人権裁判所は、抑留があまりにも長きに亙る場合 (detention for an excessive duration) は、ECHR 第5条第1項に違反することを明らかにしている (cf [2002] EWCA Civ 1502, para 17.)。以上からすると、2001年法が、国際的テロリストとしての疑いがある国民でない者 (non-nationals) を長期に亙り抑留できるようにすることは、国内判例にも、人権裁判所の判例にも一致せず、ECHR 第5条第1項 (f) に反することが明らかであるといえる。これを受けて、ECHR 第15条第3項に従い、ECHR 第5条第1項 (f) からの免脱を審議会事務総長に通知した。

IRAのテロが下火になった、と断言するのは躊躇があるが、ともあれ、2000年にテロリズム法が制定されて以降、少なくともイギリスのテロ対策法として新しく設けられた条文では、IRAよりも国際テロに重点が置かれるように、すくなくとも文言上はなってきた。

2000年法 (The Terrorism Act 2000 (c.11)) では、対テロリズムの総合的枠組みが構築され、国際テロ (とくに「イスラム過激派」のテロ) にも対応できるよう一定の権限拡大

---

10) 薬師寺公夫「ヨーロッパ人権条約準備作業の検討(下)」『神戸商船大学紀要第一類文科論集第34号』1～5頁参照。

が行われた。すこし長い条文であるが、2000年代に入ってからイギリスのテロ対策法制の基本となる条文であるので、引用する。

《第1条 テロリズム：解釈

- (1) 本法で「テロリズム」とは、以下のようなものの行使あるいは活動の脅威を意味する。すなわち、
  - (a) 第2項の範囲内にある行為、
  - (b) 当該行使あるいは脅威が、政府に対する影響を企図され、あるいは公衆ないし公の部門にたいする脅威を企図されている場合、
  - (c) 当該行使あるいは脅威が、政治的・宗教的あるいはイデオロギー的な帰結を助長させるといふ目的のためなされている場合。
- (2) 次のいずれかに該当する行動は、本項に該当する。
  - (a) 人に対する深刻な暴力を伴うこと、
  - (b) 財産に対する深刻な被害を伴うこと、
  - (c) 活動を行った者以外の人の生命を危険にさらすこと、
  - (d) 公衆又は公衆の一部を、深刻な健康上又は安全上の危険にさらすこと、
  - (e) 電子システムに深刻に干渉するか、混乱させることを企図していること。
- (3) 第2項に該当し、火器又は爆発物の使用を伴う行動の利用又は脅迫は、第1項 (b) の条件を満たすか否かにかかわらず、テロリズムとする。
- (4) 本条中、以下の規定に定める用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。
  - (a) 「活動 (action)」とは、連合王国以外の行動を含む。
  - (b) あらゆる人又は財産に対する言及は、場所に関わりなくあらゆる人又は財産についての言及とする。
  - (c) 公衆への言及は、連合王国以外の国の公衆への言及を含む。
  - (d) 「政府」とは、連合王国、連合王国の地方又は連合王国以外の国の政府を意味する。<sup>11)</sup>

この法律が、いわゆる9.11テロより以前に制定されていたことには注目してよい。すでにアルカイダ、ビンラディンなどの名は周知であろうが、アメリカ政府が徐々に進めてきていたテロ対策と軌を一にするのがこの2000年法であった。けれども、もちろん国際テロ組織を念頭に置いたテロ対策法制が本格的にイギリスで作られ始めるのは、2001年以後である。

2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法 (Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 (c.24)) は、2001年の9月11日アメリカでのテロを受けて審議期間わずか32日で、2001年12月24日に制定された。イギリス国内、とくにロンドン内の「イスラム過激派」対策を主たる目的としている。当時イギリス国内に、主にパキスタン及びバングラディッシュ

---

11) 条文訳にあたっては岡久慶「英国2005年テロリズム防止法」『外国の立法』226号 (2005.11) における訳語も参照している。

ユ系のイスラム教徒が約150万人～180万人居住し、巨大なコミュニティを形成していた。かなりボリュームのある法律であるが、テロ対策法制を考えるとときに重要と思われる条文だけをかいつまんで紹介する。

2001年法第4部第21条から第32条は、概略次のような規定を置いている。

- 《1. 主務大臣(内相)は、国家安全保障にとって危険であり、テロリスト(国際テロの実行、準備、扇動を行うか、国際テロ組織に所属しているか、国際テロ組織と関係を持っている者)の疑いがある者を、国際テロリスト容疑者(suspected international terrorist)として認定する。
2. 上記の認定を受けた者に対しては、国外への退去強制(deportation)、国外退去(removal)、入国拒否等の措置をとることができる。
3. 国際協定に関連する法律上の問題又は実務上の考慮から、一時的に又は無期限に上記2に掲げる措置がとれない場合、1971年移民法(Immigration Act 1971 (c.77))の退去強制、国外退去の対象者を拘束する規定に基づいて、当該の者を拘束することができる。拘束の対象者は、自発的にイギリスを出国することで拘束を免れることが可能である。
4. テロリストと認定された者は、3か月以内に司法部に属する特別移民上訴委員会(Special Immigration Appeals Commission)に上訴することができる。また、既に身柄が拘束されている場合には、拘束から6か月後に自動的に特別移民上訴委員会が認定の審査を行う。この審査でテロリスト認定を取り消されなかった者は、3か月後次の審査が行われるまでの間身柄を拘束される。こうして、事実上裁判を受けることなく無期限に拘束されることもありうる。3で挙げた「国際協定に関連する法律上の問題」とは、前掲の欧州人権条約を意味する。<sup>12)</sup>

この2001年法と一体となる、日本で言うところの出入国管理法にあたる規定を置いているのが、2002年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)である。この二つの法律があいまって、テロリスト容疑者とされた人を拘禁する事例がおき、いくつかの裁判がおこされている。代表的なものが、*A, X and Y, & Others v Secretary of State for the Home Department* [2002] EWCA Civ 1502 (25 October 2002)<sup>13)</sup>と、その上告審である*A and Others v Secretary of State for the Home Department; X and Another v Secretary of State for the Home Department* [2004] UKHL 56, [2005] 2 AC 68.<sup>14)</sup>である。

これらの判決で、1998年人権法(ヨーロッパ人権条約をイギリスの国内法としてその条文の大部分を取り入れたもの)違反があったとされたことを受けて、2005年法と2006年法が制定されている。2005年法というのは、正式には2005年テロリズム防止法(Prevention

12) 岡久慶「英国2005年テロリズム防止法」『外国の立法』226号(2005.11)46頁。原註は省略。

13) 前掲拙稿「National Securityによる「外国人」の権利制限—イギリス1998年人権法の試練—」『専修大学社会科学研究月報487号』参照。

14) 岩切大地「イギリス貴族院のA判決に関する一考察」東北文化学園大学総合政策学部紀要『総合政策論集』6巻1号(2007年3月)参照。



of Terrorism Act 2005 (c.2)<sup>15)</sup>で、先に紹介した2001年法の第4部を改正したものである。この法律で特に問題になるのが、コントロール・オーダー Control Orderを政府が出せる制度である。具体的には、テロリズムの危険から公衆を保護する目的で国籍を問わずテロリスト容疑者に対して様々な義務を課することができるものである。これには二つの種類があって、免脱コントロール・オーダーという、ECHR 5条に合致しない義務を課すもので、主務大臣の申請を受けて裁判所が審理を経て出すものと、非免脱コントロール・オーダーといって、主務大臣が裁判所に申請し（緊急時は内務大臣がコントロール・オーダーを発給し、7日以内に裁判所の審理に服する）、主務大臣の決定に明らかな間違いがあると判断しない限り裁判所が許可を与えるものがある。

2005年法が制定されてからそれほど日がたっていない、2006年4月現在で12件のコントロール・オーダーが出されている。そこでは、パスポートの提出義務、旅行チケットの所持禁止、イギリスからの出国禁止、空港、港、駅（国際鉄道）への立寄禁止、一定の住所に居住し、住所変更の場合は一週間前に通知する義務、毎日、定刻に警察に連絡する義務、いつでも警察が住居に立ち入り捜索することを認める義務等が課されていた<sup>16)</sup>。

テロ対策法制は、さらに改正が行われる。2005年7月7日ロンドンテロ事件がきっかけとなっている。Cm 6785 Intelligence and Security Committee, Report into the London Terrorist Attacks on 7 July 2005, Chairman: The Rt. Hon. Paul Murphy, MP.では、この事情が詳しく述べられている。2006年に制定された、2006年テロリズム法（Terrorism Act 2006 (c.11)）<sup>17)</sup>は、先ほど紹介した2001年法におけるテロリズムの定義をさらに改正している。2001年法第1条第1項(b)に「…政府又は政府間国際機関」を追加した。法制定の目的は、イスラム教徒の若年層がテロリズムに走ることを防ぐことにあるとされた。2006年には、IDカード法というのも制定されたが、この法律のテロリズム対策としての有効性には疑問もある。この点は後述する。

さて、駆け足でイギリスの2000年ごろから徐々に変容してきたテロ対策法制を検討してきたが、特にテロリズムの定義が変化してきていることは注目してよい。ウォーカーによると、手法・目的・対象によって異なる定義が採用されていること、他方で人権にとって感情的な定義、有害な定義は減っているようではある<sup>18)</sup>。けれども、むしろ実質的に恒久

15) 岡久慶訳「英国2005年テロリズム防止法」『外国の立法』226号（2005.11）58頁参照。

16) 詳しくは江島晶子「国際人権条約を介した議会と裁判所の新たな関係—2005年テロリズム防止法とヨーロッパ人権条約」法律論叢79巻4・5号（2007年）参照。

17) 岡久慶訳「英国2006年テロリズム法」『外国の立法』229号（2006.8）7頁参照。

18) Clive Walker “The Legal Definition of “Terrorism” in United Kingdom Law and Beyond” [2007] PL 331.

法化したことによって、別の弊害も出てくる恐れがある。この点は後で少しだけ紹介する。

ブラウン政権になってから成立したテロ対策法は、2009年2月16日に施行された2008年反テロ法 (Counter-Terrorism Act 2008) である。法律の審議過程では、ブレア政権の時代に、最初にテロリスト容疑者の拘禁期間を90日間とする提案をして、結局28日間の拘禁を認める現行法を通じたことがあるが、2008年法の審議過程でも、42日間の拘束を認めようとする提案も当初入っていた (この提案は廃案となった)。

この法律では、軍人、諜報機関職員、警官 (members of armed forces, a member of the intelligence services, or a police officer) の写真撮影をした者について、撮影に合理的な理由がなければ拘束される可能性があることを規定している<sup>19)</sup>。2008年法76条を一部紹介すると、

19) 原文は次の通り。ここでは途中までしか訳出していないが、以下では2008年法76条をすべて載せている。

76 Offences relating to information about members of armed forces etc

(1) After section 58 of the Terrorism Act 2000 (collection of information) insert— “58A Eliciting, publishing or communicating information about members of armed forces etc

(1) A person commits an offence who—

(a) elicits or attempts to elicit information about an individual who is or has been—

- (i) a member of Her Majesty’ s forces,
- (ii) a member of any of the intelligence services, or
- (iii) a constable,

which is of a kind likely to be useful to a person committing or preparing an act of terrorism, or

(b) publishes or communicates any such information.

(2) It is a defence for a person charged with an offence under this section to prove that they had a reasonable excuse for their action.

(3) A person guilty of an offence under this section is liable—

(a) on conviction on indictment, to imprisonment for a term not exceeding 10 years or to a fine, or to both;

(b) on summary conviction—

(i) in England and Wales or Scotland, to imprisonment for a term not exceeding 12 months or to a fine not exceeding the statutory maximum, or to both;

(ii) in Northern Ireland, to imprisonment for a term not exceeding 6 months or to a fine not exceeding the statutory maximum, or to both.

(4) In this section “the intelligence services” means the Security Service, the Secret Intelligence Service and GCHQ (within the meaning of section 3 of the Intelligence Services Act 1994 (c. 13)).

〔(1) 2000年テロリズム法58条（情報の収集）の後に、以下の条項を挿入する。

〔58条A 軍隊等の職員に関する情報の収集、公表、伝達

(1) 以下の行為をおこなった者は違法行為を行ったことになる。

(a) テロ行為を行なう者、またその準備をしている者にとって利用価値がありそうな形で、

(i) 軍の職員および元職員、

(ii) 情報機関の職員および元職員、

(iii) 警察官および元警察官である個人についての情報を引き出す、もしくは引き出そうとすること

(b) そのような情報を公表もしくは伝達すること

(2) 本条に基づき違法行為を働いたとして起訴された場合、

自分の行動は合理的な理由あってのものだと立証責任は起訴された側が負う。（以下略）〕。

日本では、警官がデモ隊のメンバーを撮影したことに対するプライバシー侵害の訴えに対して、肖像権を、それをプライバシー権と呼ぶかどうかは別として、という注釈はついたものの、日本国憲法第13条で保障された権利であると最高裁判所で判示されたことがある<sup>20)</sup>。そういった観点からすると、とうてい2008年に制定される法律とは思えないところも特徴といえる。2009年2月にはこの2008年法の規定（76条）を適用したとみられる事件も報道されている。結婚式の写真を撮っていたカメラマンが咎められたりしている<sup>21)</sup>。実際には、ロンドンの警官自身によるこの反テロ法に対する反対意見すら表明されていて<sup>22)</sup>、

---

(5) Schedule 8A to this Act contains supplementary provisions relating to the offence under this section.” .

(2) In the application of section 58A in England and Wales in relation to an offence committed before the commencement of section 154(1) of the Criminal Justice Act 2003 (c. 44) the reference in subsection (3)(b)(i) to 12 months is to be read as a reference to 6 months.

(3) In section 118 of the Terrorism Act 2000 (c. 11) (defences), in subsection (5)(a) after “58,” insert “58A.” .

(4) After Schedule 8 to the Terrorism Act 2000 insert the Schedule set out in Schedule 8 to this Act.

20) 最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決（刑集23巻12号1625頁）。いわゆる京都府学連事件。

21) <<http://www.bjp-online.com/public/showPage.html?page=836675>>(last visited 16<sup>th</sup> January 2010).

22) 2009年2月16日のPolice warning on anti-terror lawというePolitix.comというところの記事 <<http://www.epolitix.com/latestnews/article-detail/newsarticle/police-warning-on-anti-terror-law/>>(last visited 16<sup>th</sup> January 2010).

ブラウン政権は迷走しているといえるかもしれない<sup>23)</sup>。

## 2. テロ法制の「濫用」?

### (1) アイスランドに対するブラウン首相の通告

2008年10月8日、ブラウン首相は、アイスランドの銀行がイギリス国内に持つ資産を、反テロ法(2001年法)を適用して凍結すると宣言した。当然、アイスランドはこれに反発したが、両国間で話し合いがもたれて、とりあえず事なきを得ている。問題は、サブプライムに発する金融危機が原因であって、テロは全く関係なかったということである。この一件は、日本の法制度を考える上でも示唆的であるように思われる。

### (2) テロ容疑者に対する拘禁の合法化と違法判決

次に、もう少し古い事件であるが、1998年人権法に基づくテロ対策法制にかかる判決についても考えてみたい。テロ対策法制を考える上では、ECHR・人権法との関係を考慮する必要がある。2000年法以後のイギリスのテロ対策法制は、Derogationと関連付けた立法が一つの中心となっている。控訴院、高等法院、上院で多くの判決が下され、司法はテロ対策法制には批判的であるようにも思われる<sup>24)</sup>。

23) 以上イギリスのテロ対策法制について概観した。では、イギリス国民はテロ法制の変容をどのように受け止めたのだろうか。大きさには国民意識の変化とでもいえるであろうが、2007年8月に10日ほどロンドンに取材に行った際の調査結果について記しておきたい。調査といっても極めて限られたものであったため、註で若干言及するにとどめる。その時に泊まったホテル周辺や、イギリス議会議員など、なにしろ一人で聞いて回ったので40人ほどに聞き、回答を貰えたのが20人にとどまったが、テロといえば何を連想するかについて、ほとんどの人がロンドンのテロ事件、アルカイダと答えていて、IRAを連想した人が2人しかいなかったことは印象的である。最近の2009年のPhotographing The Photographersという記事<<http://www.flickr.com/photos/sharkbait/3284702688/>>(last visited 16<sup>th</sup> January 2010)は、ずいぶん違う印象を受ける。この記事は2008年法76条に抗議する演説の様子を伝えている。

24) Secretary of State for the Home Department v. MB [2006]EWHC(Admin)1000では2005年テロリズム法3条10項がECHR6条1項に照らしてECHR8条の下での権利を侵害しているとの理由でHRA1998に基づき不適合宣言を出している。紙幅の関係から詳細について言及することは出来ないが、Secretary of State for the Home Department v. JJ [2006]EWCA(Civ)1141,Secretary of State for the Home Department v. E [2007] EWHC 233 (Admin),Case No: PTA 5/2005 In The High Court of Justice, Queen's Bench Division, Administrative Court,Asylum and Immigration Tribunal, LP (LTTE area - Tamils - Colombo - risk?) Sri Lanka CG [2007] UKAIT 00076,The Queen-v-Abbas Boutrab also known as Yocef djafari, also known as Abbas Fawwaz, also known as Brahmin Abaou [2007] NICA 23.In The Court of Appeal In Northern Ireland.といった判決でも同様の問題が提起されている。

すでに紹介した2005年法に基づくコントロール・オーダーが主として問題となっている。とにかくテロリスト容疑をかけられると、ほとんど証拠もなく軟禁状態になることが批判されている。ただ、16時間の外出禁止は問題だが12時間の外出禁止は違法でないという判決もあつたりして、本当に人権に考慮しているといえるのかには若干の疑問が残る。

### （3）EU憲法条約、リスボン条約との関係

また、EU憲法条約、EUとの関係に目を向けると、EU president（大統領という訳語も提唱されたが必ずしも適訳とはいえないであろう）による牽制的な発言もなされている。EU憲法条約より前に、世界人権宣言と同じような意味であくまで「憲章」であって法的拘束力が必ずしもあるものではないが、EU基本権憲章<sup>25)</sup>が批准されている。主要な条文だけかいつまんで紹介する。

EU基本権憲章は、かなり具体的に人権規定を設けている。注目されるのは「第7章 一般規定」として、「第51条（適用範囲）」では、まず「この憲章の規定は、補完性の原則を十分に考慮しつつ、連合の機関及び部局に対して、並びに、連合法を実施する場合に限り、構成国に対して適用する。したがって、これらの機関及び部局並びに構成国は、それぞれの権限に従って、権利を尊重し、原則を遵守し、かつ、それらの適用を促進するものとする。」（第1項）としたうえで、「この憲章は、共同体又は連合のために新たな権限又は任務を創設するものではなく、また条約に定める権限及び任務を修正するものでもない。」（第2項）と規定する。人権に関して強大な権限がEUに付与されることを防ぐ目的から詳細な規程が置かれているのである。この点はアメリカ合衆国憲法の修正条項と類似した考慮が働いているともいえよう。

さらに、「第52条（保障される権利の範囲）」では、「1 この憲章に認められる権利及び自由の行使に対するいかなる制限も、法律によって定められ、これらの権利及び自由の本質的内容を尊重しなければならない。比例性の原則を条件として、制限は、それが必要であり、かつ、連合によって認められた一般利益の性質を有する目的又は、他の者の権利及

---

25) 以下に引用したのは、松井芳郎・坂元茂樹・薬師寺公夫・小畑郁・徳川信治編集『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂、2005年12月20日）によるもの（ただし漢数字を算用数字にした）。EU基本権憲章とECHRとの関係については、さしあたり次の論文を参照。André Alen, Bernadette Renauld, Frank Meersschaut, Michel Melchior, and Claude Courtoy “The Relations between the Constitutional Court and the other National Courts, including the Interference in this Area of the Action of the European Courts” *Human Rights Law Journal* [2002] Vol 23 No 8-12,304 ff.なお、佐藤註5）前掲論文（『EU改革条約』とイギリスの『憲法改革』に関する覚書）も参照。

び自由を保護する必要性に明白に合致する場合にのみ行うことができる。」「2 この憲章によって認められた権利であって、共同体条約又は欧州連合条約に基づくものは、これら条約に定める条件に基づきかつ制限の範囲内で行使される。」「3 この憲章が、人権及び基本的自由の保護のための条約によって保障される権利に相当する権利を含む限りにおいて、これら権利の意味及び範囲は、当該条約に定める権利に与えられたものと同一の意味及び範囲を有する。この規定は、連合法がより広範な保護を保障することを妨げるものではない。」「第53条(保護の水準)」でさらに念入りに「この憲章のいかなる規定も、連合法及び国際法によって、連合、共同体又はすべての構成国が締約国である国際協定(人権及び基本的自由の保護のための条約を含む。)によって、並びに構成国の憲法によって、それぞれの適用領域で認められた人権及び基本的自由を制限し又は不利な影響を与えるものと解釈されてはならない。」「第54条(権利の濫用の禁止) この憲章のいかなる規定も、この憲章において認められた権利及び自由を破壊し若しくはここに定める制限を越えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有するものと解してはならない。」という規定をおいている。これらを支える基本理念は、その前文に示されている。

#### 欧州人権憲章 前文

欧州の人民は、相互にますます密接な連合を創造しつつ、共通の価値に基礎をおいた平和な未来を共有することを決意する。

連合は、その精神的及び道徳的な遺産を自覚し、人間の尊厳、自由、平等及び連帯という不可分かつ普遍的な価値に基づき建設される。連合は、民主主義及び法の支配の諸原則に基づく。

連合は、連合市民権を確立し、自由、安全及び正義の領域を創造することにより、その活動の中心に個人を位置付ける。

連合は、欧州の人民の文化及び伝統の多様性、構成国の国民的アイデンティティ並びに国家、地域及び地方レベルにおける公の当局の機関を尊重しつつ、これら共通価値の保持及び発展に貢献する。連合は均衡の取れた、持続可能な発展の促進を求め、人、物、役務及び資本の自由移動並びに開業の自由を保障する。

この目的のために、憲章において基本権をより明確にすることにより、社会の発展、社会進歩及び科学技術の発展に即した基本権の保護を強化することが必要である。

この憲章は、共同体及び連合の権限及び任務、並びに、補完性の原則に十分な考慮を払いつつ、特に構成国に共通の憲法上の伝統及び国際的義務、欧州連合条約、共同体条約、人権及び基本的自由の保護のための条約、共同体及び欧州評議会によって採択された諸社会憲章、並びに欧州共同体裁判所及びヨーロッパ人権裁判所の判例法に由来する諸権利を再確認する。

これらの権利を享受することは、他者、人間社会及び将来の世代に対する責任及び義務を必然的に伴う。

したがって、連合は、次に定める諸権利、諸自由及び諸原則を承認するものである。

イギリスはこの憲章を批准する際に宣言的なものであることを確認しており、EU憲法条約に署名した際にも同じことを指摘している。このような事実は、イギリスが「パスポート・国籍・移民・庇護民とテロ防止法<sup>26)</sup>」の関係について、プライバシー保護を制限する方針を一貫してとっていることを別の側面から立証するものと言えるかもしれない。

#### （4）イギリスにおけるパスポートとIDカード法について

2006年に制定された三つの制定法（IDカード法、テロリズム法、立法及び規制に関する改革法）と、これに関する事例（[2006] EWHC 1763 (Admin) (18/06/2006)）をイギリスの現状を把握するもう一つの例として紹介したい。

2006年IDカード法は、世界最大規模の国民データベースで、テロリズムの防止も目的とされていたようであるが、先に紹介した2006年テロリズム法がテロリズム賛美の禁止を規定しており、言ってみれば表現の自由規制を行っている。また、何度も触れますが、2005年テロリズム防止法は、コントロール・オーダーを法定している。さらに、2006年立法及び規制に関する改革法は、行政権限の拡大が行われており、制定時に「ナチスドイツが制定した授権法の再来」との批判もあったようである。

さて、[2006] EWHC 1763 (Admin) (18/06/2006) は、偽造パスポートの保持者5人が当事者となっている事例である。1981年偽造及び偽造物行使〔防止〕法 (Forgery and Counterfeiting Act 1981 (FCA 1981)) 第5条 (Sec.5) と2006年IDカード法 (Identity Cards Act 2006 (ICA2006)) 44条 (Sec.44) が問題となった。後者の規定が不十分なため、有効な刑罰法規が何かにつき争いがあり、当初は無罪とされたが、最終的に有罪判決が下されている。法の不備自体を認めるが、IDカード法 (ICA 2006) の適用を認めたという点で実際の考慮上はテロ対策法制としての側面があることを示したものと言えそうである。もっともIDカード法については「テロ対策」という意味では施政者サイドからも実効性に疑問が出されているようである。

### 3. 日本への示唆

以上イギリスにおけるテロ対策法制が持つ法的な問題点をさまざまな角度から検討してきた。最後に、ここまでの検討が持つ日本への示唆について若干の検討を行っておきたい。

日本国憲法第9条との関係からして違憲の疑いがある「国民保護法」は、「武力攻撃事

---

26) 佐藤潤一「パスポート・国籍・移民・庇護民とテロ防止法」2007年12月8日民博共同研究「国籍とパスポートの人類学」第2回研究会報告参照。以下、(4)で若干言及する。

態対処法」と不可分一体の法律である。そこで、第154国会における志位和夫氏の質問にもあるように、「周辺事態法」における「周辺事態」と「武力攻撃事態対処法」における「武力攻撃予測事態」は重なるのか別なのか、という問題に対して明確な解答が為されているといえるか否かについてまず問題となる。当時の政府答弁は、周辺事態と武力攻撃予測事態とが重なる場合も「あるかもしれないし、ないかもしれない」といったものであり、はっきりいえば回答になっているとはいえない。では「国民保護法」ではかかる概念についての整理は十分に為されていたであろうか。

「国民保護法」第2条第1項は、「武力攻撃事態等」「武力攻撃」「武力攻撃事態」「指定行政機関」「指定地方行政機関」「指定公共機関」「対処基本方針」「対策本部」の意義について、「事態対処法」第1条、第2条第1号、2号、4～6号第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する当該用語の意義による旨定める。すなわち、「武力事態対処法」とまったく同様の意味を持つ概念としてこれらの用語を用いているのである。したがって、「武力事態対処法」について従来から提起されている批判がそのままあてはまることになる。また、国民保護法は、「基本的人権の保障」条項を持つ。「国民保護法」第5条及び第174条<sup>27)</sup>は、規範的にはまったく意味を成さない規定である。それは、① 適用除外(免脱)についての意識がないこと、② どんな権利であっても制限されることがありうるとの立場に立っていること、③ 「当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小

---

27) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号)

(基本的人権の尊重)

#### 第5条

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(基本的人権の尊重)

#### 第174条

緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。



限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われる」というが、個別条項を見る限り、抜け道が多すぎる。こういった点からである。他方で、「武力攻撃事態対処法」第3条においては、憲法の人権条項の列挙は例示にとどまっている。従って、「国民保護法」と同様の問題点がある。さらに、「国民保護法」には、罰則規定がある。自衛隊法との関係では、自衛隊法第103条及び第103条の2が重要である。要するに、従来の政府答弁にいう侵略が現に行われていなくとも、そのおそれがあり、前線を作るのに反対した国民、そのことにかかわって罰則を科される規程は、本稿で検討してきたように、濫用される危険性が非常に高いと言えるのである。さらに、日本については、比較法史的視点から、国家総動員法（資料3参照）との比較が有益であると解される。

国家総動員法は、第一に、収容する物資については比較的詳細な規定があった（ただし、勅令制定による抜け道があった）。第二に、一応、損失補償規定はあったが、戦時には無意味化した。第三に、罰則規定の発想が国民保護法と共通している（特に同法第32条以下参照）。国家総動員法が、戦争が激しくなるにつれ濫用されたことは、改めて指摘するまでもないであろう。

このような駆け足の考察でも、イギリスでブラウン首相の下で生じたことは、やはり日本でも同様の問題が生ずるのではないかという危惧は十分にある。

ここで、日本も当事国である国際人権規約自由権規約4条について触れておきたい。本条は、本稿1（2）で触れたECHR15条と類似する規定であって、イギリスの状況と日本の状況とを比較するに当たっては考慮せざるを得ない重要な規定である。

#### 国際人権規約自由権規約4条（公定訳）

- 1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要な限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。
- 2 1の規定は、第6条、第7条、第8条1及び2、第11条、第15条、第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。
- 3 義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、違反した規定及び違反するに至った理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨通知する<sup>28)</sup>。

---

28) 英文は次のとおりである。↗

そもそも、公定訳は、訳語の問題として、「適用除外」(免脱)にかかわる条項であることが一見してわかりにくいという問題がある。また、答弁にみる問題性として、「国民保護法」の審議過程において、本規定に関する質問が出されても政府側はまったく顧慮せず、法案と、成立した法をみても、実質的な違いはないのである。免脱規程に関しては、国際人権法学からの指摘がすでに体系的な形で行われたことがあるが<sup>29)</sup>、考慮されているとは思われない。日本におけるこの問題を考えるに際しては、日本国憲法における「公共の福祉」と「軍事的公共性」との関係を考えなければならない。憲法解釈上自由権規約第4条の条件が許容されないものとするれば、そもそも日本政府は本条を留保しなければならないはずだからである。

ここで、あらためて、基本的人権の制約に関する政府見解の問題性について若干の考察をしてみたい。すなわち、「公共の福祉」のためであれば場合によっては「内心の自由」と「検閲禁止」以外は制約可能性ありとの考え方が未だ維持されているものと思われ、憲法学の発展も判例の変化も一顧だにしていなくてしか思われないのである。さらに問題であるのは、「公共の福祉」に「軍事的公共性」は含まれるか、である。現実には、「国民保護法」の審議過程においては、当然含まれるとの前提があるとしか考えられない答弁が行われている。すなわち、国民保護法制と国際人権規約第4条の関係について、具体的な議論があったといえるのは、第159回国会(衆議院)における「憲法調査会安全保障及び国際協力等に関する調査委員会」第三号(2004年3月25日)において、小針司岩手県立大学総合政策学部教授と松浦一夫防衛大学校助教授(肩書きはいずれも当時のもの)を参考人として招

#### ↘ Article 4

1. In time of public emergency which threatens the life of the nation and the existence of which is officially proclaimed, the States Parties to the present Covenant may take measures derogating from their obligations under the present Covenant to the extent strictly required by the exigencies of the situation, provided that such measures are not inconsistent with their other obligations under international law and do not involve discrimination solely on the ground of race, colour, sex, language, religion or social origin.
2. No derogation from articles 6, 7, 8 (paragraphs 1 and 2), 11, 15, 16 and 18 may be made under this provision.
3. Any State Party to the present Covenant availing itself of the right of derogation shall immediately inform the other States Parties to the present Covenant, through the intermediary of the Secretary-General of the United Nations, of the provisions from which it has derogated and of the reasons by which it was actuated. A further communication shall be made, through the same intermediary, on the date on which it terminates such derogation.

29) 代表的なものとして、寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性—緊急事態が照らす法・国家・個人』(有斐閣, 2003年)を参照。

いた際の議論のみであり、その際の政府答弁は、規約人権委員会一般的意見29<sup>30)</sup>をまったく考慮していなかったのである。

### 結語—イギリスにおける最近の「人権法」改正論

最後に最近のイギリスにおいて、1998年人権法の改正が議論されていることを紹介して、まとめとしたい<sup>31)</sup>。

ブラウン首相は成文憲法制定を宣言した緑書においてもすでに人権法改正について言及していたが、2009年3月の緑書Rights and Responsibilities: developing our constitutional framework (Cm 7577)で1998年人権法の改正を改めて唱えている。名称だけみると、オーストラリアのヴィクトリア州で制定されたVictorian Charter of Human Rights and Responsibilitiesと似ている。内容の精査はこれからの課題であるが、あえて乱暴にまとめてみれば、テロ対策法制を推し進める政策は、人権の制限的な立法に結実する、ある意味典型的な例と言えるかもしれない。日本への示唆としては、安全のためだという政府の主張は、実際には安心にはつながらない可能性のほうが高いのだという、ある意味当たり前ともいえる結論である。

なお2010年5月10日、ブラウン首相はイギリス総選挙において過半数議席を確保できなかった責任をとって辞任した。保守党と自民党(Liberal Democrats)の連立政権が誕生したが、テロ対策法制について今後どのような変動が見られるかは未知数であり、機会を見て別稿で言及したい<sup>32)</sup>。

---

30) 本稿と同時に、学術資料として、全訳を掲載する予定であるので、参照されたい。

31) なお、紹介してきた最近のイギリスにおける対テロ政策の概略は、岡久慶氏の「英国の対国際テロリズム戦略：CONTEST」(外国の立法，2009年9月)でもまとめられている。但し、岡久氏の論攷は、本稿とは異なり、政策的観点からのものである。

32) 校正時付記。ブラウン政権の評価、連立政権の評価、リベラル・デモクラットがどこまでその政治的主張を通すことができるかなどは今後の課題である。

## 関連資料

資料1 (註15引用文献より)

英国「2005年テロリズム防止法」(法律第2号)

Prevention of Terrorism Act 2005 Chapter 2

目次

管理命令

第1条 管理命令を定める権限

第2条 適用除外の明示を必要としない管理命令を定めること

第3条 適用除外の明示を必要としない管理命令を定めることについての裁判所の監督

第4条 適用除外の明示を必要とする管理命令を定める裁判所の権限

第5条 適用除外を必要とする管理命令までの逮捕及び勾留

第6条 適用除外の明示を必要とする管理命令の有効期間

第7条 命令の修正, 通知及びその証明

第8条 管理命令発令後の犯罪調査

第9条 犯罪

上訴及びその他の手続

第10条 適用除外の明示を必要としない管理命令に関わる上訴

第11条 管理命令決定等に関わる管轄権及び上訴

第12条 有罪宣告に対する裁判所判断の影響

補遺

第13条 第1条～第9条の有効期間

第14条 報告及び審査

第15条 一般的解釈

第16条 その他補足的規定

附則 「本文第11条 管理命令手続等関連」

第1条 序

第2条 関連する権限の行使に適用する一般的な責任

第3条 最初の権限の行使

第4条 裁判所規則を定める特別権限

第5条 管理対象者の匿名確保の申請

第6条 顧問の利用

- 第7条 管理命令手続における特別な代理人
- 第8条 裁判所命令の効力
- 第9条 証拠の傍受
- 第10条 高等法院女王座部における割当
- 第11条 附則の解釈

資料2（註17引用文献より）

2006年テロリズム法（法律第11号）

Terrorism Act 2006 Chapter 11

目次

第1部 犯罪

テロリズムの奨励等

第1条 テロリズムの奨励

第2条 テロリスト刊行物の頒布

第3条 インターネット上の活動に対する第1条及び第2条の適用

第4条 第3条に基づく通知

テロリスト活動の準備とテロリストの訓練

第5条 テロリスト活動の準備

第6条 テロリズムの訓練

第7条 第6条に基づく犯罪に関連した没収の権限

第8条 テロリストの訓練に使われる場所への出入り

放射能関連の機器及び物質並びに核の施設及びサイトに関与する犯罪

第9条 機器又は物質の製造及び所持

第10条 機器又は物質の悪用並びに施設の悪用及び損壊

第11条 機器、物質又は施設に関連するテロリストの脅迫

第12条 核サイト等への不法侵入

罰則の強化

第13条 テロ目的の物品所持に対する最高刑

第14条 核物質に関連した特定犯罪に対する最高刑

第15条 暗号化情報に関連した通知に違反したことに対する最高刑

犯罪についての付随的な規定

第16条 テロリズム事件における予備審理

第17条 海外における犯罪行為

第18条 企業経営者等の責任

第19条 訴追に対する同意

第1部の解釈

第20条 第1部の解釈

第2部 雑則

テロリスト組織の指定

第21条 指定の理由

第22条 指定された組織による名称変更

テロリスト容疑者の勾留

第23条 司法機関による勾留期間の延長

第24条 勾留期間延長の理由

第25条 延長された最長の勾留期間の終了又は更新

搜索等

第26条 全施設構内の搜索令状：イングランド及びウェールズ並びに北アイルランド

第27条 全施設構内の搜索令状：スコットランド

第28条 テロリスト刊行物の搜索、押収及び没収

第29条 2000年テロリズム法附則第7に基づき、車輛を搜索する権限

第30条 職務質問を許可する権限の内水への拡大

その他の捜査権限

第31条 1994年諜報部法の改正

第32条 傍受令状

第33条 テロリスト捜査の目的のための開示通知

テロリズムの定義等

第34条 「テロリズム」の定義の改正等

その他の改正

第35条 押収した金銭の保管期間を延長する申請

第3部 補足的規定

第36条 テロリズム関連法の審査

第37条 派生的改正及び廃止

第38条 支出

第39条 略称，施行及び適用範囲

附則第1「条約犯罪」

附則第2「テロリスト刊行物の押収及び没収」

附則第3「廃止」

資料3：国家総動員法（昭和13年法律第55号）（抄）

第2条 本法ニ於テ総動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器，艦艇，弾薬其ノ他ノ軍用物資
- 二 国家総動員上必要ナル被服，食糧，飲料及飼料
- 三 国家総動員上必要ナル医薬品，医療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 国家総動員上必要ナル船舶，航空機，車両，馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 国家総動員上必要ナル通信用物資
- 六 国家総動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 国家総動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各号ニ掲グルモノノ生産，修理，配給又ハ保存ニ要スル原料，材料，機械器具，装置其ノ他ノ物資
- 九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル物資

第3条 本法ニ於テ総動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 総動員物資ノ生産，修理，配給，輸出，輸入又ハ保管ニ関スル業務
- 二 国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務
- 三 国家総動員上必要ナル金融ニ関スル業務
- 四 国家総動員上必要ナル衛生，家畜衛生又ハ救護ニ関スル業務
- 五 国家総動員上必要ナル教育訓練ニ関スル業務
- 六 国家総動員上必要ナル試験研究ニ関スル業務
- 七 国家総動員上必要ナル情報又ハ啓発宣伝ニ関スル業務
- 八 国家総動員上必要ナル警備ニ関スル業務
- 九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル業務

第27条 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第8条，第10条，第13条，第14条若ハ第16条ノ2ノ規定ニ依ル処分，第9条ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令，第11条ノ規定ニ依ル資金ノ融通，有価証券ノ応募，引受若ハ買入，債務ノ引受若ハ債務ノ保証ノ命令，第16条ノ規定ニ

依ル設備ノ新設，拡張若ハ改良ノ命令又ハ第16条ノ3ノ規定ニ依ル事業ノ委託，譲渡，廃止若ハ休止若ハ法人ノ目的変更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第2項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

2 総動員業務ヲ行フ者ハ第10条，第13条第3項又ハ第14条ノ規定ニ依リ使用，収用又ハ実施ヲ為ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第28条 政府ハ第22条，第23条又ハ第25条ノ規定ニ依リ命令ヲ為ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第29条 前2条ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第15条ノ規定ニ依ル買受ノ価額ハ総動員補償委員会ノ議ヲ経テ政府之ヲ定ム

2 総動員補償委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第30条 政府ハ第26条又ハ第28条ノ規定ニ依リ利益ノ保証又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ為必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第31条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第31条ノ2 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ10年以下ノ懲役又ハ5万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第8条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第19条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第32条 第9条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ為シ又ハ為サントシタル者ハ3年以下ノ懲役又ハ1万円以下ノ罰金ニ処ス

2 前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ為シ又ハ為サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ没収スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴スルコトヲ得

第33条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ3年以下ノ懲役又ハ5千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第7条ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第9条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ為サザル者

三 第10条ノ規定ニ依ル総動員物資ノ使用又ハ収用ヲ拒ミ，妨ゲ又ハ忌避シタル者

四 第13条ノ規定ニ依ル施設，土地若ハ工作物ノ管理，使用若ハ収用又ハ従業者ノ供用ヲ拒ミ，妨ゲ又ハ忌避シタル者

第34条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ2年以下ノ懲役又ハ3千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第11条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第16条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者



- 三 第16条ノ2ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
  - 四 第16条ノ3ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
  - 五 第17条若ハ第18条第5項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、変更若ハ廃止シ又ハ第17条若ハ第18条第5項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
  - 六 第23条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ為サザル者
  - 七 第26条ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ為サザル者
- 第35条 前4条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 第36条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ1年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
- 一 第4条ノ規定ニ依ル徴用ニ応ゼズ又ハ同条ノ規定ニ依ル業務ニ従事セザル者
  - 二 第6条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第37条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ3千円以下ノ罰金ニ処ス
- 一 第22条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
  - 二 第24条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計画ノ設定又ハ演練ヲ為サザル者
  - 三 第25条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ為サザル者
- 第38条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
- 一 第18条第1項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ団体又ハ会社ノ設立ヲ為サザル者
  - 二 第18条第6項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
  - 三 第30条ノ規定ニ依ル命令又ハ処分ニ違反シタル者
  - 四 第31条ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者
- 第39条 第20条第1項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ発行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ発行者及著作者ヲ2年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ2千円以下ノ罰金ニ処ス
- 2 新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ担当シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ
- 第40条 第20条第2項ノ規定ニ依ル差押処分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ6月以下ノ懲役又ハ5百円以下ノ罰金ニ処ス
- 第41条 前2条ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ
- 第42条 第31条ノ規定ニ依ル当該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ6月以下ノ懲役又ハ5百円以下ノ罰金ニ処ス
- 第43条 第21条ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ50円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス
- 第44条 総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員

業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ2年以下ノ懲役又ハ2千円以下ノ罰金ニ処ス

2 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ5年以下ノ懲役ニ処ス